これまで本稿の議論において、新たに提示することのできた見解は、各章の最後にまとめとして書き出してあるが、ここに沖縄社会の近代化という観点から、本稿に散在するいくつかのポイントを示しておきたい。

まず、琉球の併合過程を、明治初期地方制度形成史のなかで考えることによって、併合に際し採用された旧慣存置政策が三新法体制の延長上に位置づけられるものであることを明らかにした。

また、その旧慣存置政策のとられた直後の 1881 (明治 14)年の旧慣山林管理体制復活を契機として、内法を沖縄県の地方行政に明確に位置づけるために、県庁の指導の下、各村落における旧慣内法が成文化され始めた。それ以降、山林取締内法を典型として、村落がこれまで内法をもたなかった領域の内法まで制定するようになると、村落は、山林管理制度のような新たな自主的な管理制度も形成するようになったのである。

さらに杣山開墾や杣山処分といった問題は、杣山を慣習的に利用していた住民に不自由を強いるものではあったが、その一方で村落の山林管理制度のあり様の再編を促すものでもあった。すなわち、近代法制の限界地たる沖縄において、近代法に代替して旧慣諸制度を用いるという旧慣存置政策は、沖縄の民衆に対して、旧慣という名のもとで、これまでの慣習的な社会制度を認識させると同時に、村落内の従来の構造とそのあり様に影響を与え、村落が、その対応として自律的な制度を形成するようになったといえるであろう。

このような制度の形成は、そうした旧慣・慣習的制度がもともと村落の側に存在していたから容易に促進されたと考えられるかもしれない。確かに、蔡温由来の杣山管理体制が既に存在しており、そうした経験もあったが、琉球処分後に王府の山林管理体制が弛緩した際の杣山の乱伐の状況を見た場合、一旦役人の監督が離れると乱伐が生ずる傾向を常に内包していたというこうは否定できない。ここで重要なことは、旧慣存置政策が、村落の社会的な取り決めや慣習を新たに成文化するという方法で制度化したということである。本稿では、そのような「成文化」という方法と、村落外の不可避の圧力が、明治期における沖縄村落の自主的な制度形成を促す要因であったことを示唆したつもりである。

それでは、以下に近代沖縄社会を根本から変更しようとした沖縄県土地整理事業が沖縄社会に 与えた影響について2点をとりあげ、若干の私見を述べて本稿のまとめとしたい。

## (1)沖縄県土地整理事業がもたらしたもの

仲吉朝助は、土地整理事業による地割制度の廃止の結果として、①沖縄県民が納税者として選挙権を得ることができた、②土地が資本化した結果として、大地主階級が増加すると同時に、土地を喪失した無産階級が増加するようになった、③農業者の割合が減少しつつある、④農産物の収穫割合は、地割の廃止の前後でほとんど同一であり、皮肉にも地割廃止論者の多大なる期待を裏切った、としている¹。この仲吉の総括のうち、これまでの沖縄研究において問題となったのは、②の点であり、これについて仲吉は、「明治三十二年従来の地割配当地が各個人の私有に帰するに至

<sup>1</sup> 仲吉朝助「琉球の地割制度(3)」史学雑誌第39編第8号(1928年)830頁参照。

り、農民は殆ど全く地主となりて、其所有地は商品として開放されたるを以て、農民の欲望は土地なる商品に集中され、同年より到る所土地の交換売買大に流行して、早く既に兼併の勢を馴致するに至れり」とし、仲吉自らの調査による資料と、大正 12 年 2 月と明治 32 年の沖縄統計資料を比較してこれを実証した<sup>2</sup>。

これは、すなわち本土の地租改正事業に匹敵する沖縄の土地整理事業が、本土において地租改正後に成立した寄生地主制に発展するような社会変動を沖縄社会において引き起こしたのかという、すぐれて経済史的な問題提起であると同時に、土地整理事業による近代的私的土地所有権という近代的法制度の導入によって、沖縄のうちで直ぐにそれが受容され、土地所有と利用のあり方を変更するような社会状況を導くことができたのかという法社会学的問題提起でもあろう。

この経済史的な問題提起に対する近年の経済学者の応答は、極めて否定的である<sup>3</sup>。しかも仲吉の統計資料の不正確な比較による過大な評価も指摘されており<sup>4</sup>、端的に言えば、寄生地主が形成されなかった原因の一つは、沖縄の農業生産力が低すぎたために寄生地主制の形成を導くような状況ではなかったことである。

来間泰男によれば、土地整理事業後にしばしのあいだ現れた大土地所有者は、寄生地主ではなく、「ウェーキ」と呼ばれる資産家層であった。ウェーキは、その所有する土地の一部を貸し付けてはいるが、自ら農業経営も行ない、「シカマ」(時間・期間を限って雇用される労働力)「イリチリ」(年季奉公の住み込みの労働力)を使ってそれなりの大規模経営を行っていた。シカマ・イリチリは、借金の利払い、小作料の代償として労働力を提供しており、来間はこれを「ウェーキ・シカマ関係」と呼び、「寄生地主制よりもいちだんと古い経営」として捉えている。しかし、このウェーキ層も、第一次世界大戦恐慌期から1930年ごろの昭和恐慌までの慢性的な不況期に沖縄において起こった「ソテツ地獄」期には減退し、「ウェーキ・シカマ関係」は崩壊したのであり、結局、ウェーキ層が寄生地主になることはなかった5。

沖縄県土地整理事業は、沖縄社会に本格的な変容の契機をもたらしたものの、その帰結として、 沖縄においては、その本来の農業生産力の低位性ゆえに、私的土地所有権の制度的導入後も社 会構造を更新するような土地所有権の商品化と売買、ならびに寄生地主制を引き起こしえず、また 土地所有や利用のあり方を変更するような社会状況を導いたわけではなかったといえよう。

## (2)私有財産の成立と相続慣行の形成: 長男単独一括相続という伝統の創造

沖縄県土地整理事業は、私的土地所有権が一般的には存在していなかった沖縄社会において 近代的私的土地所有権を確立するものであった。私的土地所有権の確立は、従来は地割制によって土地が定期的に割替えられ配分されていたため、土地を家産として所有することのなかった一

\_

<sup>2</sup> 仲吉・前掲「琉球の地割制度(3) 1822 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 来間泰男「土地整理事業」『沖縄県史 第1巻』(1976年)430~431頁、石井啓雄/来間泰男『沖縄の農業・土地問題』日本の農業―あすへの歩み―106・107号(農政調査会、1976年)石井執筆部分21頁頁以下、来間泰男『沖縄の農業―歴史のなかで考える―』(日本経済評論社、1979年)16~17頁、向井清史『沖縄近代経済史』(日本経済評論社、1988年)第VI章、原洋之介『北の大地・南の列島の<農> ―地方分権化と農政改革―』(書籍工房早山、2007年)76~77頁等参照。

<sup>4</sup> 来間・前掲「土地整理事業」430~431 頁、来間・前掲『沖縄の農業』16~17 頁参照。

<sup>5</sup> 来間・前掲「土地整理事業」432~433 頁、来間・前掲『沖縄の農業』17~23 頁参照。

般の沖縄の農民に、個人で所有する土地、すなわち私有財産をもたらした。そして重要なことは、 私有財産の成立が、沖縄社会に慣習的な相続制度を形成したということである。

これまで見てきたように、土地整理事業以前に沖縄において一般的な土地制度であった地割制は、個人に土地の所有を認めてはいなかった。この土地とは、基本的には農地をさすが、沖縄の農村部では屋敷地もまた百姓地の一部であり地割によって配分された。明治 17 年の旧慣調査資料では、屋敷地も百姓地同様配分する(美里間切・今帰仁間切・名護間切・本部間切・恩納間切)、村内に屋敷地が不足した場合、百姓地を屋敷地とする(美里間切・今帰仁間切・名護間切・本部間切)、分家の際には村から分家者に相応の屋敷地を配分する(美里間切・今帰仁間切・名護間切・本部間切)、分家する時に地所・財産分与する慣例はない(名護間切・恩納間切)、とある6。

基本的には、屋敷地も百姓地の一部であったため、当然、屋敷地を私有財産として売買譲渡することはできなかったわけであり、また分家に際しても、村落から屋敷地の配分を受けるために生家の相続は問題とならなかったと考えられる。もっとも農村部においても仕明地を所有する富裕な農民層は、相続すべき財産を所有していたために一般の農民層とは別個に考える必要がある。またそうした富裕農民は、主として地方役人を勤める家系であり、それゆえ首里の士族層との繋がりが強く、士族の相続慣習に強く影響されていたとも考えられる。いずれにせよ、一般の農民層は、耕地を相続することもなく、屋敷地もまた相続するという観念は薄かったといえよう<sup>7</sup>。

土地整理事業以前のこのような状況は、土地整理事業における地割制度の廃止と個人の土地所有権の確立、それに伴う相続の対象となる私有の土地、私有財産の成立によって、当然に変更されることになる。従来は、村から屋敷地が配分されていたが、地割制の廃止によりそれが徐々になくなり、農村部の一般の農民もまた私有の土地財産を所有することになったため、相続制度を形成することが必要な状況となったのである。そこで古い伝統として認識されるようになったのが、位牌の継承の論理を財産の相続に関連づけるという、現在の沖縄において普及している慣習的な相続制度である。

現在の沖縄では、祖先崇拝と位牌継承は重要な伝統的慣習と考えられており、財産の継承に優先して位牌の継承があり、その位牌に付随して財産が継承されるのである<sup>8</sup>。しかもその継承者、相続人は、理念上長男一人に限定されるものであり<sup>9</sup>、いくつかの継承上のタブーを伴った相続慣習

<sup>6</sup> 美里間切・今帰仁間切については、田村浩『琉球共産村落の研究』(至言社、1977 年=岡書院、1927 年)291~299 頁、名護間切・本部間切・恩納間切については、鳥越憲三郎『沖縄庶民生活史』(雄山閣、)86~88、122 頁参照。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 参照した資料は基本的に本島中・北部の農村に限られるので、一般化することは難しいという印象を与えるかもしれない。しかし、筆者は、ここに引用、掲示していない資料や、筆者の調査の際の伝聞で、宮古・八重山を含めほぼ沖縄県全域にあてはまると考えている。もっとも、首里・那覇あるいは本島南部では人口の稠密さゆえに屋敷地を配分する余地がない場合も考えられるので、地割制の地域的な差異と同様の地域差を想定する必要はある。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 位牌祭祀は、近世末期から現在もなお形成途上の「門中」という男系の親族組織の普及と不可分な関係にあるが、ここでは煩雑さを避けるために言及しない。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> ここで理念上と限定したのは、実は、土地財産を男子分割相続するということがより一般的であるからだ。仲地宗俊は、農地の相続形態が、農地所有の構造の基礎をなすだけでなく、農家の社会的性格および農村の社会構造と密接に関連しているとした上で、沖縄における分割相続慣行を地割制度との関連で調査した。その結果、地割慣行のあった地域では分割相続の割合が高く、地割慣行の無かった地域では分割相続の割合が低いことを見出した。仲地は「地割制のもとでは、農地の利用は労働力(農民の数)と対応していたと考えられる。このことが農地が個人に結びつく観念を形成し、それが土地整理後も引き継がれ、農地の分割相続として慣行化されていったのではない

として強く定着している $^{10}$ 。しかしながら、沖縄において伝統的と考えられている位牌祭祀ならびに位牌の継承は、首里・那覇の士族層で $^{17}$ 世紀、農民層では $^{18}$ ~ $^{19}$ 世紀ごろにようやく定着したとみられている $^{11}$ 。また、興味深いことに、位牌は、祖霊の宿る屋敷地と強く結びついていると考えられており、位牌の継承=屋敷地の継承という観念がみられることである。実は、この位牌と屋敷地の結びつきも、そう古いものとはいえない $^{12}$ 。そもそも位牌祭祀の定着すら、一般農村部で $^{19}$ 世紀前後と新しい上に、かつての沖縄農村の一般家庭では、家屋内に死者を祀る位牌を置くのを非常に忌避したとされ、そもそも家屋の構造は常設的に祭壇を祀ることを許さなかった $^{13}$ 。このように新しいが、伝統的であると考えられている祖先祭祀=位牌祭祀が、屋敷地と強く結びつき、位牌継承=屋敷地の継承(財産の継承)という構図になっていると考えられる。

こうした位牌祭祀の普及は、首里・那覇の士族層から徐々に沖縄の一般農村社会に浸透したと考えられているが、実は逆に、土地整理事業による土地所有権の確立と私有財産の成立によって、財産相続の論理が社会的に必要性とされ、位牌祭祀とその継承の論理が伝統的なるものとして認識され、「長男単独一括相続」という相続慣習が伝統として選択されたのではないか、という仮説を提起しておきたい。もう一点それに付け加えると、そうした相続慣習は、明治民法における家督相続と親和的であったということである。これを実証的に解き明かすことは、今後の課題である。

沖縄における近代化の諸相は、社会発展をもたらすものというよりも、独特の土地利用形態、相続慣行といった社会制度の編成をもたらしたといえよう。

だろうか」とする。仲地宗俊「農地相続の慣行」農業法研究 26 号(1991 年)参照。しかしながら、沖縄の村落共同体の性格を規定する分割相続と位牌継承優先の慣行の結びつきは、現在、沖縄本島の一部地域では「長男の位牌と財産の一括継承」にほぼ替わったとみてよい。

132

<sup>10</sup> 位牌継承に関わるタブーについては江守五夫『家族の歴史民族学―東アジアと日本』(弘文堂、1990年)315 頁以下参照。

<sup>11</sup> 戸口真清「系図と門中」沖縄文化第 25 号(沖縄文化協会、1967 年)8~18 頁、酒井卯作『琉球列島における死霊祭祀の構造』(第一書房、1987 年)第 6 部第 1 章参照。

<sup>12</sup> 植松明石「沖縄における屋敷地の特定性」『家・屋敷地と霊・呪術〔シリーズ比較家族第 I 期 6〕』(早大出版部、2006 年)において、植松は、沖縄の屋敷地の特定性が祖先祭祀=位牌継承と強くむすびつくことは理解できるが、慣習として古くからあったかは不明であるとしながらも、その分析によって、そのむすびつきの強さが比較的あたらしいものであることを示唆している。

<sup>13</sup> 酒井・前掲『琉球列島における死霊祭祀の構造』536~537 頁参照。